

# 遊漁船 ふぐ

令和5年度

## 遊漁船ふぐ取扱者技術講習について（予定）

（公社）茨城県食品衛生協会では令和5年度遊漁船ふぐ取扱技術講習を下記のとおり予定しています。この技術講習は、ふぐの飲食に起因する衛生上の危害を防止するため制定された、「茨城県遊漁船上におけるふぐの除毒処理に関する指導要項」に基づいて開催されるものです。この技術講習を修了した者には、当協会から修了証書が交付され、遊漁船ふぐ取扱者としてふぐ取扱遊漁船においてふぐの除毒処理を行うことができます。

### ① 受験資格

- 学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者であること。（義務教育を修了された方）
- 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和63年法律第99号。以下「遊漁船業法」という。）第3条第1項の登録を受けた遊漁船において、ふぐの取扱いの業務に従事する者。ただし、茨城県のふぐ処理者及（改正前の第2種ふぐ取扱者技術認定合格者）並びに他都道府県において当該都道府県条例に基づくふぐ調理師、ふぐ処理師、ふぐ包丁師等の免許を取得している者を除く。

### ② 技術講習について

実施日

令和6年2月20日（火）

試験会場

学校法人中川学園調理技術専門学校  
水戸市見和 3-663-10

受講料

16,500円（10%消費税込み）

※事前口座振込（申込者に別途ご案内いたします。）  
※お預かりした受講料は、主催者の都合により実施しない場合を除き、原則返納しません。

試験科目

（1）講義

- ①茨城県ふぐ取扱指導要綱等
- ②ふぐの衛生知識
- ③ふぐの種類と鑑別

（2）実習

- ①種類鑑別
- ②除毒処理

### ③ 申込期間

令和5年12月20日（水）午前10時00分～令和6年1月15日（月）午後5時00分まで

\* 申込期間内であっても申込上限に達し次第、申込を締め切ります。

\* 受験希望者数によっては実施しない場合があります。

### ④ 申込方法

令和5年度から申込はインターネットからのみとなりました。

下記ホームページからお申し込みください。

（公社）茨城県食品衛生協会ホームページ

<http://www.ib-syoku.jp/>（ホーム>講習会案内>遊漁船ふぐ取扱者技術講習）



問合せ先

（公社）茨城県食品衛生協会

電話：029-241-9511（平日8：30～17：00）

Email：ibsyoku2@pluto.plala.or.jp

H P：http://www.ib-syoku.jp/